

内閣委員会 議 録 第 十 六 号

昭和三十三年三月十二日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 福井 順一君 理事 保科 善四郎君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

江崎 真澄君 大坪 保雄君

大村 清一君 北 吟吉君

田村 元君 船田 中君

眞崎 勝次君 栗山 博君

西ヶ久保 重光君 飛鳥田 一雄君

淡谷 悠蔵君 木原津 與志君

西村 力弥君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生事務官(大臣官房総務課長) 牛丸 義留君

厚生技官(公衆衛生局長環境衛生部長) 楠本 正康君

厚生事務官(児童局長) 高田 浩運君

委員外の出席者

厚生事務官(社会局更生課長) 實本 博次君

厚生事務官(児童局長) 渥美 節夫君

専門員 安倍 三郎君

三月九日

委員石山權作君辞任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同月十一日

委員小松幹君辞任につき、その補欠として淡谷悠蔵君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

紀元節復活に関する請願外四百三件(續前編三君紹介)(第一九三二号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(小川牛次君紹介)(第一九六〇号)

同(松平忠久君紹介)(第一九六五号)

同(大坪保雄君紹介)(第二〇〇一

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

同(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇二

音被害の補償に関する請願(古川丈吉君紹介)(第二〇〇七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

○相川委員長 これより会議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。福井順一君。

○福井順一委員 厚生省が官房長を置かなければならない理由について、具体的にこれを説明をしていただきたいと思ひます。

なお現在官房長を置いているところ、その機能について、三の事例をあげて、その意義について御説明をお願いしたいと思います。

○神田國務大臣 詳細のことは政府委員からお答えいたさせていただきますが、御承知のように、この厚生行政は最近非常に複雑多岐と申しまして、重要性を加えて参りまして、特に石橋内閣また岸内閣におきまして、福祉国家を建設しよう、それには社会保障を一つ充実して、社会保障を国民の末端まで十分に浸透をいたしたい、こういうような意図のもとに、本年度予算につきましても相当巨額な増額を見ていることは御承知の通りでございますが、来年度以降におきましても一そう充実して参

りたいということ、それから特に福祉国家建設の前提をいたしましては、何といひましてもこの医療保障を充実して参りたい、そのためには国民皆保険を踏み切る、あるいはまた国民病である結核対策についても三十二年度から早期発見、早期治療を目的として抜本的な措置を講じようという問題、それから低所得者なおまた要保護者等につきましても、十分な施策を立てて参りたいという問題、さらに老齢年金であるとか、母子年金というやうなものが国の社会保障制度としては画期的な問題を一つ取り上げて、これと取り組んで調査をやり、そして実施の機会を一つすみやかに持たたい、こういうやうな非常に大きな構想を持っておるのをごいひまして、かような仕事を有機的にいかに広範なものをまとめてやっていくというこゝろになりますと、やはり戸内を一応機構として整備する必要があるのではないか、ことに国会等も長期にわたる関係をもたしまして、厚生行政が十分な秩序を持つてさらに一その成果を上げるというこゝろのために、大臣官房に官房長を置いて、そして諸般の要務を十分に果たす仕組みにいたしたいというのが官房長を置く理由でございます、実はこれは厚生省といひましては、もっと早くお願いしてかような機会を持ちたい、成果を上げたいと思つておつたのでござい

ますが、その機会に恵まれなかつたのでございまして、今回ようやく、今申し上げたやうな厚生行政を大きく踏み出

第一類 第一号 内閣委員会議録第十六号 昭和三十三年三月十二日

すというときに当りまして、大臣官房に官房長を置く、こういうことに御了解を得たようなわけでございまして、詳細なことは政府委員からお答えさせますが、私から以上申し上げまして御了解を得たいとお願いする次第であります。

○福井(順)委員 了解いたしました。

次に、このうちあ者更生指導所及び国立精神薄弱児施設の設置について質問いたしますが、わが国におけるあ者及び精神薄弱児の数並びにこれに対する医療対策の現況について、説明をしていただきたいと思ひます。簡略でけっこうです。

○實本説明員 最初の御質問のうちあ者の数を申し上げますと、言語機能障害、音声機能障害者を含めまして十三万という数が、あ者の数としてあげられております。これは十八才以上の者に限られております。言語機能障害、音声機能障害者を約三万、残りの十万人があ者、こういうことになっております。これに対する医療対策と申しますか、御質問の点は更生医療の措置だろうと思ひますが、これは身体障害者福祉法に基きまして、一定の障害限度に達しております者には、身体障害者手帳を交付いたします。その身体障害者手帳を持っております者に対しては、更生医療という医療給付をやっております。これには公費負担で、能力のある者は別として、ある程度の負担を持たせる。原則として公費負担をやっております。そのほかに補聴器のような補装具を支給いたすことになっております。その他、援護施設へ収容するといふふうな建前にもなっております。大体更生援護措置のろう

あ者に対しますおもなものは、そういった現状でございます。

○高田(浩)政府委員 精神薄弱児のことについてお答え申し上げます。

第一に、精神薄弱児の数でございますけれども、これは、実はそのものの本質的な性格からいたしまして、正確に調査をするということが非常に至難なことでございます。従いまして私どもとしては、大体子供のうちにこのくらの精神薄弱児が出るかという学者の説を基礎にして、一応推定をいたしております。それによりますと、精神薄弱児を大体九十万前後とらんでおるわけでございます。そのうちには、もちろん程度の軽い者も程度の重い者もあるわけでございまして、IQ五〇以上のいわゆる程度の軽い者がほとんど大部分を占めておるのが実情でございます。これらにつきましては、文部省の特殊学級とか、そういうような措置に基きまして世話されております。厚生省としてはむしろ精神薄弱児の程度の重い者を世話する、そういうような役割りになっております。

これに対する対策といたしましては、第一には、収容をいたしまして世話をする。この精神薄弱児の収容施設が現在八十五カ所ございまして、その収容人員が約四千九百名というところになっております。またそのほかに、通園をさせまして、生活指導なりあるいは軽い程度の職業指導なりをさせる、そういう意味の精神薄弱児の通園施設というものを三十一年度から計画いたしましたのであります。三十一年度において六カ所、三十二年度において七カ所というふうな予定で進んでおります。従いまして、全体として申せばまだ、この精神薄弱児対策はこれからだといふことが言えると思ひます。

○福井(順)委員 そういふものの事後措置といふことは、アフター・ケアを十分に精神薄弱児に對してはやつてもらいたいといふことを一つ要望します。

それから、このようなその後の収容力ほどの程度の割合となつておるか、これらの完全対策に厚生省はどういう案を持つておられるか、概略でけっこうです。

○高田(浩)政府委員 先ほど申し上げました精神薄弱児全体のうち、IQ五〇以下のいわゆる癡愚級あるいは白痴級、それらを合算して大体九割であるわけでございまして、全体のうち九割がそういうような程度の重いものといふふうに見られております。それによりまして、やはり相当な数になるわけでございまして、今申し上げました精神薄弱児の収容施設ないし通園施設というものはせいぜい四、五千という程度でございまして、従つて、今後こういう施設を拡充をしていかなければ、とうていこれは間に合わないわけでございます。何しろ児童行政それ自体が新しいし、その中でもこの精神薄弱児の対策というものがおくれて出だしたというために、いわば緒についたというところまで、残つておる収容児童を何年計画で全部収容してしまふというところまでは、まだ計画が実は進んでいないのが実情でございます。これらにつきましては今後十分努力をいたしまして、今お話し、事後の、たとえば職業指導等のことにつきましても遺憾なきを期して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○福井(順)委員 いろいろ精神薄弱児の犯罪との関係は、實際はどういう状態になつておりますか。それからまた、具体的な事実について統計などがとられておれば、これは御説明願ひをばつてほしいです。

○高田(浩)政府委員 今お話し犯罪との関係は、まさしく精神薄弱児に関する社会的な問題であらうと思ひます。不良の児童を収容しておりますところの教護院といふのがございまして、この教護院においていわゆる不良の児童を収容いたしまして、これを改過遷善をするという措置をやつておるのでございまして、この中に入つております児童のうち、もちろんいろいろな原因がございまして、もともとと精神薄弱児に相当するような者が相当多数を占めておることは事実でございます。それから、法務省の所管でございまして、少年院等において収容されておりますいわゆる犯罪児童、この中にも精神薄弱の者が相当おることは事実でございます。申しまして、犯罪と申しますか不良と申しますか、そういうことと精神薄弱児とは、いわば切つても切れないような関係になつております。正確な統計は現在持ち合せておりませんが、後刻調べて御報告申し上げますと思ひます。

○福井(順)委員 今回の厚生省設置法の改正においては、多年の問題である水道及び下水道に関する事務につきまして、建設省との事務区分を行なつていくようですが、果してこれで問題が解決したかどうかは、これははなはだ疑問とするところだと思ふのでありますが、まず終末処理場といふのはどの範囲のものをいふのか、単に施設上の

管理にとどまるのか、建設等についてもそれらの基準について定めたものがあれば資料として示していただきたい。参考として配付された書類のうち、水道行政の取扱いに関する件には工事用水道に関しては通産省の所管となつてゐるが、それらにおいて共通する事項により生ずる住民に対する補償等の問題について不統一を生ずるというやうな事態はないか、それについての協議等はどうか行われているのか、これは考えられているかどうかといふことを一つ御答弁願ひたい。

○楠本政府委員 お答えを申し上げます。第一点の終末処理場の点につきましては、これは今回厚生省の所管となつた次第でございます。これらの終末処理場につきましては、従いまして工事の設計基準、あるいはその予算的処置等、すべて厚生省が環境衛生の観点から、また国民生活の観点からこれを規制して参る所存でございます。これらの基準その他の資料につきましては、後ほどお手元に差し上げたいと存じます。

次に工業用水道の問題でございますが、これは今回通産省の所管となつたわけでございまして、このうち一般上水道あるいは飲用水との関係におきます問題につきましては、それぞれ両省間において協議することに相なつております。また一方工業用水が一般上水道、または水道水源としても使われる場合には当然重きに從つて律する立場から、これを一般上水道として規制することに相なつております。この辺の調整は十分に今後も考慮し、また現在もさうに実施しておる次第でございます。

○福井(順)委員 厚生省はなお共管事項を多数有しておるのでありますが、これらについてどういうふうに整理をするか、案があつたら一つ承わりたいと思います。

○牛丸政府委員 水道問題そのほか特に各省との関係がございまして、たとへば建設省関係では国立公園の関係なり、あるいは住宅の関係、その他各般にわたつて共管する事項がございまして、これは厚生省が社会保障の中核体として行政を推進していくという観点から、将来の行政機構の問題とも関連があると思ひますので、その点を十分検討いたしまして事務的には調整をはかつていきたいというふうに考えておる次第でございまして。

○相川委員 受田新吉君。

○受田委員 神田厚生大臣、あなたは先ほど石橋内閣及び岸内閣において福祉国家建設を目標とする抱負経綸をお述べになられたのでございまして、あなたは今回改正案の骨子となつております官房長設置理由が、社会保障制度の複雑多岐なる事務を取り扱う上においてもぜひ必要であるというこの観点を、次の点においていかに考察えになるかお答えを願ひたい。今回の改正要点は、あなたの抱いておられる福祉国家建設のための年次計画の中に、一環として取り入れられる問題を改正点として御提出になつたのかどうかであります。単なる従来の事務的な段階における改正点か、石橋内閣及びこれを継承する岸内閣における福祉国家建設の年次計画に基く改正点か、お答え願ひたいと思ひます。

○神田國務大臣 これは受田委員のお尋ねでございまして、私の気持は年次

計画を一つ推し進めていくには、どうしてもその前提として庁内の受け入れ体制と申しましようか、これを拡充強化する体制を整へたい。ことに先ほどもちよつと言葉が足りなかつたのでございまして、国会等に対しまして、これは省をまとめたものが出てこない、これは御期待に沿うことがなかなか困難でございまして、官房長制度は他の省も見ておりまして、厚生省といふたしまして今後の拡充を実施して、福祉国家を建設する前提として、まず庁内の整備をはかり、こういう考えをもちましてお願いしておるわけにございまして。

○受田委員 社会保障制度の審議をするための機関が御承知のように存在しております。この社会保障制度審議会は、従来しばしば答申案を政府に出しておるのでございまして、それに対して政府は遅々たる態度でこれをほおかむりしてきていた傾向があつたわけにございまして、社会保障制度審議会が、予算的に少くとも国家財政の全般の見地から勘案しても、その国家予算のせめて一割五分から二割に近い社会保障制度のための予算要求をやつてきていることに対して、福祉国家を目標とされておる、石橋、岸何といひますか、延長内閣におかれましての構想として、この社会保障制度審議会の要望している諸点をいかに考察になつておられるか、お答え願ひたいと思ひます。

○神田國務大臣 審議会から政府に対してしばしば貴重な勧告をされておりますことは、今受田委員のお述べになりました通りでございまして、政府といたしましては、これを一つ十分尊重いたしまして、しかもすみやかな

実施を一ついたしたい。そういったしすにについてもこれを厚生省が受け入れバランスのとれた社会保障制度を推進していく、こういうことになりまして、やはり庁内の機構の整備というものが必要になつて参りますので、特に新しく年金等の調査もございまして、また審議会の意を受けて医療小委員会等からも詳細な答申を得ておりますので、これらを十分実施して参りたい。今お述べになりました国費全体の二割五分ないし二割を投入せよということも、そこまでに相当の段階はあると思ひますが、しかし三十二年度にとにかく政府が意気込んだような気持をさらに一そう強めて、そして年を追うことに充実していくということも約束されたことだ、要するに公約したことだ、こう考えておられますので、だんだん審議会の勧告の線に沿つてこれを尊重して実施して参りたい、こういうふうに考えておるわけにございまして。

○受田委員 厚生大臣の目標としておられるところは了解できるのでございまして、現実には厚生省の要求予算が常に大幅に削られて、最終的な決定を見ているという段階である。ことに年金制度の調査のための機関を設けられるという御意向のごときも、これは具体的に養老年金あるいは寡婦年金もしくは身体障害者に対する年金等が即座に実施に運ばれるための準備というやうな形に考えられておらないのではないかと、不安な私は持つておる。たとへば昭和三十三年からは必ずこの年金制度を実施するといふはつきりしたものを持つての準備であるならいいが、かけ声だけで国民を欺瞞するといふことがあつては許されなかつたと思うの

であります、大臣としては、今一例をあげたのですが、そうした具体的な問題を一歩々建設する御用意は、はつきりお持ちでございましてか。

○神田國務大臣 今度調査費をお願いしました年金制度についての御質問でございまして、私どもこの年金制度に踏み切つたといふことは、今まで年金制度を打ち立てること自体がまだ予定されておらなかつた。そこでこの三十二年度には、年金制度を近くやりました、そのためには十分な調査をいたしたい、これは国の財政に非常な関係を持つ。おそらく数百億の年金制度に投入する問題が出てくると思う。しかもこの年金制度をやりますのには、豫用制でいくのか、あるいは無豫用制でいくのかといふいろいろな問題がございまして、また内外の資料を整備する問題もございまして。さらにまた五人委員会でもまとりました案を政府が取り入れてまして、さらに社会保障制度審議会の方にこれを諮問しなければならぬといふやうな手続も必要でございまして。審議会の意見を聞かなければならぬ。審議会が調査する時日もまた見込まなければなりません。非常な大企業でございまして、三十二年度の調査費をとつたから三十三年度から実施できるといふふうに私も考えておりました。私は最少どんなに急いでも二カ年くらいはかかるのではないかと、こういふふうに考えておられます。あるいは都合によつては三カ年かかるかもしれない。しかし私どもといたしましては、そういった国の制度の基本的な問題でございまして、国力なり財政な

いくわけにございまして、それならば年金制度は、それまで待つて何もやらないのかといふと、そういうことではないのでございまして、根本的な年金制度を調査をいたして進めて参りますとともに、たとへば三十二年度におきましては、少額ではあります、とにかく年間にいたしましては十数億になろうという、母子年金に将来吸収されるやうな制度を、いわゆる母子加算として踏み切つておられます。それから三十三年度におきましては老齢年金にかわるやうなものを暫定措置として踏み切りたい、こういうやうなことで、年金制度が出るまでやらないのだといふやうなことではなしに、それまでにやるべきものは取り入れていく、そして今申し上げたやうな年金制度は恒久制度でございまして、一つ十分専門家の意見も聞き、また内外の資料も集め、さらに保障制度審議会にも諮問いたしまして、これらの答申を十分くみ取りまして恒久的施策を打ち立てたい。これは準備ができ次第、決して政府は何か意をもつて何年度でなければいけないのだといふやうな考えを持ちませんで、これらの調査機関に十分御調査をしていただいて、そしてそれが結論を得ますればそれに乗つていく。もう踏み切つたのでございまして、諸般の情勢が熱すれば国力に相応した年金制度といふものを確立いたしたい、それまでの暫定措置としては、今申し上げたやうにその際吸収されるやうなものを計上して参りたい、こういうやうな所存でございまして。

○受田委員 今一例として、三十三年度から養老年金のはしり程度のもので考えてみたいといふやうな意味のこ

とおつしやつたのではないかと思ふのであります。私は各国の制度を調査したり、あるいは日本の国内の諸般の事態を調査したりするのは、時間がかかるということにも納得できないことではないのでございますが、少くとも社会保障制度を確立するという政策を打ち立てて輸出された以上は、何か手つとり早いところからお仕事を始めていかれるのが、国民に公約を果されることになると思ふのです。従つて輸出制度にしましても、無輸出制度にしましても、根本的な調査研究には時間がかかりましよう。しかしながらさしあたりお年をとられた国民のごく一部の方に對して無輸出の年金制をしつていこうとき、あるいは子供をかかえてその日の生活に困り、生活保護法の適用の対象にもならないという方々に對してささやかな贈りものをするとか、身体障害で身体障害者福祉法の恩典のわずかに器具等の一部を応援してもらつていくにすぎない方々に對して、その片棒をかついてあげるといふくらいは、根本的な制度の完成を待つ以前に、暫定的な方法として当然おやりになる問題ではないかと思ふのでございますが、そうした社会保障制度確立の前夜の形における制度の一步確立ということについては、大臣いかがお考えでございますか。

○神田国務大臣 受田委員の今お述べになりましたことは全く同感でございます。まして、そういう考えのもとに実は強く推進して参りたい、こういうふうに考えております。

○受田委員 その推進をして参る目標として、一年間準備期間があるならば、そうした第一歩的な踏み出しは私は三十三年度くらいからできると思ふのです。これはあなたが今後幾年在任なさるか、果てしなく続くということも考えられなくはないのですけれども、しかし根本的に戦後十二年の空白を埋めて再建したいという大きな踏み出しをされた内閣の厚相としては、何かさしあたりの目標をお持ちにならなければ、それは百年河清を待つものをして後生史家が批判するおそれもあると思ひますので、願わくば大臣として社会保障の確立に踏み出された第一段階における第一目標としては、おおよそどの辺に何を置くといふくらいのこととお示しいただいていいと思ひます。ですが、いかがでしょうか。

○神田国務大臣 ただいまの御質問まことにござつてもございまして、先ほど来お答え申し上げておるようなわけで、年金制度を打ち立てる前提として、三十二年度には母子加算を取り入れる、それから三十三年度には今受田委員も述べになられたような、老齢者に対する年金にかかわる制度を一つ取り上げて、将来年金制度ができたら吸収させよう、これはもちろん無輸出年金に入ると思ひますが、今お尋ねになつておられることは実は私どもの考へておることと同様のことでございまして、ただそれほどの程度の予算を持つていくかということになりますと、これはまださういふ時期でもございませうので、ここではつきりした額のことには申し上げかねますが、そういう考えのもとに進めていく決心でございまして。

臣官房の事務では事の進捗に支障が起るといふ意味で、官房長なる重要なポストをお置きになるようでございます。この官房長の仕事というものは、従来大臣官房でやつてこられた統計調査部の仕事とかあるいは国立公園部の仕事とかいろいろのを全部含めた、すなわち大臣官房の一般の人事、総務、会計、企画などのなした仕事のほかに、これら両部のなした仕事までも一括指揮監督をする機関としての官房長であるかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 受田委員のお尋ねの通り、大臣官房全部をまとめまして、それを有機的に活用したい。厚生省の参謀本部といひましようか、また実施面の連絡機関と申しましようか、さらにまた国会その他との渉外的な重要な仕事も一つあわせて行ひ、こういうふうなものと考えております。

○受田委員 従来厚生省には、外局であつた引揚援護局が内局に転換をされておりました局が七つあるわけですが、ここに七つの局のほかに大臣官房が官房長の任命によつてまとめられるということになる、すなわち十三級以上の職員が責任あるポストにつくところが入つてくることになると思ひます。この官房長に充てる職員の地位は局長級の者か、もつとそれよりも高い、ウェートのある者を充てようとしていふのか、お答え願ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 局長クラスの者を充てたいと考えております。

○受田委員 最初に官房長に充てられる人はすでに予定されておりますか。

○神田国務大臣 これは人事のことになりますので、実はこの法案が通りま

したあとで十分考究いたしましたして、適材適所で参りたいと思ひております。

○受田委員 この官房長の任務は、国立公園部とか統計調査部とかいろいろものは官房長の直系の機関として存在することになるのか、あるいはいはいわゆるとざま大名的な形で、官房長の指揮下に直接属するものでなくて、関係事務について指揮監督する機関として置くのか、その關係をお示し願ひたい。

○神田国務大臣 今の部長は官房長の下ですべて指揮監督を受けることになると思ひます。これはさつぱり言われておきます次官補といひましようか、省のほんとうのまとめ役、企画をする、渉外もやるという広範ななかなか大事な事務処理をやることにならうかと思ひます。大臣にとつてもこれは非常な重要なポストだと考えておりますので、もちろんさういふ意味でつばな人を配置いたしましたして、厚生行政の強化といひましようか、推進をして参りたい、こういう考えでございまして。

○受田委員 私が今お尋ねした中の統計調査部と国立公園部は大臣直轄部であつたと従来は考えておるのですが、今後は大臣、次官の次に官房長なるものが介在して、指揮命令系統が一つふえる形になるのですかどうですか。

○神田国務大臣 これは今でも次官の下になつておるわけでございますが、今度はその間に官房長が介在する、こういうことにならうかと思ひます。

○受田委員 国立公園部長や統計調査部長は今までは格下げの地位に置かれることは、一つポストが上にふえたことによつても了解できるように感ずるのでございますが、私はそれは

それとして、ここにはなほ奇妙な名称のお役人が厚生省のほとんど各局に漏れなくあるように拝見する、それは参事官という名称を有する職員です。大臣官房に参事官が四名、それから医務局にも歯科参事官、看護参事官、おもしろい名前がありますね。それから薬務局へいきますと薬事監視参事官、それから社会局へいきますと生活保護監査参事官、それからから保険局へいくと数理参事官、これは非常に微妙な名前がついておるのでございますが、一体厚生省における参事官といふものは、それぞれの局長の指揮監督を受ける立場の職員であるかどうか。それからその待遇は、参事官と名前がつくならば防衛庁の参事官のごときは局長の官職の区別で任命された意味の非常に重要なポストであります。さういふ程度の、これまた局長級、十二級職以上の待遇を受けておるのかどうか、これもあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○牛丸政府委員 厚生省の参事官のうちで官房に参事官と各局に参事官と参事官は多少性質が異なるわけでございます。まず官房に参事官は参事官は主として企画室において社会保障の長期計画なり総合計画なり、さういふふうなものを企画立案する任務に従事する参事官でございます。これは管理職手当をもらつております十二級、十三級の職員でございます。それから医務局以下に参事官は歯科参事官その他の参事官は、鳩山内閣のときに行政整理がございまして課の統廃合がございまして、各省でさういふふうな制度ができたわけでございますが、省によりましては官房の総務課長

が総務参事官という名称に変わった省もあるわけですが、事務の内容は局長の指揮を受けて課長と同格でございまして、管理職手当もついているわけでございます。

○受田委員 各省を通じてこのようにたくさん参事官のある省は私はないと思うのです。しかも今お説によると鳩山内閣の機構改革の際に、それぞれのポストを失った高級役人の姥捨山として新たにいすを与えることに、参事官なる美名のもとに、すなわち職を失いたる官の姥捨山として設けられたポストであるというように今御答弁されたと思うのでございますが、さよう御了解申し上げてよろしくございませうか。

○牛丸政府委員 姥捨山のポストではないのでございます。職務の性質から各局におきまして、局の分化的な仕事は局を通じた一つの、たとえば保険局に例を取りますと、保険局には従来数理課というものがございましたが、これはむしろ数理の参事官として特殊の技術的、専門的なポストを作った方が、より妥当にいくんじゃないかという考え方で、いわゆる普通の業務分担である課を廃止いたしまして、参事官という制度で、いわば仕事の横の連絡なり、横の側から見た仕事をやっていく、そういうふうな格好に変えたわけでございます。仕事の性質なり重要度からいまして、決して姥捨山の存在という意味でございませぬ。

○受田委員 この参事官の名称がそれぞれの局で違っているわけなんです。が、こういう参事官という官である以上は、これは一本にしてやっておかれる必要はないですか。まことに幼稚な

子供だましのような名前がついていて、しかもそれがかつて課長のポストにあつたとかいう重要な人々がなつてゐる。あなたが今御説明されたことを聞いて、道理は一応立つようではございますけれども、課も整理統合され、やり場がない、やめさせるのには気の毒なというので、従来なかつた名称のものがここにできたわけでありまして、従来あつた仕事なら参事官などにつけてごまかさぬでも、従来の職名でお仕事をさせればいいわけでありまして、わざわざ各局に色とりどりの、百花けんらんたる名称をお用いになられて、そこがごまかされているような感じがしてならない。ほかの各省にはこういうのはない。厚生省は独自の見解で省令でおきめになったのですか、あるいは閣議決定に基いて各省との連絡調整の上におやりになったことですか、お答えを願いたいと思ひます。

○牛丸政府委員 厚生省に参事官が多いでございますのは、一つは厚生行政の特殊性によりまして、非常に専門的な技術分野にわたつてゐるという面もあるかと思ひます。それからこれは厚生省令という独特のものではなくて、厚生省組織令の改正をいたしまして、政令として閣議を通つて出された組織令による組織の改訂であります。

○受田委員 これは役所の性格からいへば、各省とも複雑多岐というのはいふほどの役所もいろいろあります。各省でその色彩を濃厚に別々におやりになるということになると、これは国全体の行政組織の上でまとまりがつかないこととなる。厚生省組織令という政令で参事官の設定をお認めになつたというのでございますが、この参事官をお置

きになるときに、各省にある参事官は省令でやつたのもあればあるいは法律でやつたものもある、こういうふうにはばらばらになつておつたのでございまして、あなたのところだけが組織令という政令でおやりになつたのであります。省令でやつたところもあれば法律でやつたところもある。これはまことに私には解せない機構であると思ひるのでございますが、いかがでございませうか、御答弁願ひます。

○牛丸政府委員 先ほど組織令と申し上げましたが、これは誤りでございまして、組織規程によつて省令によつて改正をいたしましたのでございまして訂正いたします。

○受田委員 省令であれば、これはさつき御指摘申し上げましたように、厚生省が勝手にやつたものである。他の省との連絡調整の上になつたものじやないわけですか。

話ほどに戻るわけですが、厚生大臣、あなたの役所には他の省に見ることのできない多数の参事官がおられ、しかもその参事官の性格が違つて、しかもその参事官の十二級職、十三級職、それから他のところにおる参事官はもとと格式が下つた参事官というより、非常に複雑多岐をきわめてゐる機構が私はあると思ひます。これはさつき総務課長が申された、鳩山内閣のときの機構上の整理統合の跡始末にこうしたポストを据えたような気がしてならない。もしはつきりとした重要なポストが必要であるならば、今まで何をしてゐたかということになるわけですが、そしてやるならば、それぞれの局に別に参事官というものを抜き出さなくても、各課に所屬した職員と

してこれを置いてもいいと思ひます。これがどの省にも局長、次長、参事官と分れて、課の系列のほかに締め出されておる、ここに私は厚生省の機構が他省と比較してはなはだ納得できない現実であることを指摘せざるを得ないと思ひます。いかがでございませうか、直される気持はございせんか。

○神田國務大臣 実は私も参事官のこととは詳しくないのでございまして、正直なところ今質疑応答で参事官のことをちよつと聞いただけで、詳しいことはあまり聞いておらなかつたのでございしますが、今総務課長の答弁も直説法の答弁で、ほんとうの真意を尽してゐないのではないかと氣もして聞いておつたのであります。私の承知しておりますのは、厚生省の参事官は十人置かれておる。そこでこの十人はやはり行政管理局並びに閣議を経て、それぞれ必要なポストについてゐるのだ、ただたまたまこれが置かれたときに、鳩山内閣の行政改革があつたときに新しい制度として生まれたわけでありまして、そこでたまたまこの参事官になられた方が課長から参事官になつた方があつたということで、だからといつて別に姥捨山の仕事をしているわけでもないわけでありまして、それぞれみな適材適所ということとで任命されているというように、私は実は了承しているのでもございまして、さつきの総務課長の答弁は、行政整理で課長がなくなつたから参事官に持つていつたというの、ちよつと言葉が足らなかつたのではないかと、さう私は考へておつたわけではございません。従ひまして私にいたしましては、今の厚生省の参事官

制度というものは恒久化された制度であつて、厚生行政の所要の成果をあげるにはやつぱり欠くべからざる職員である。それならばどういふふうな事務上の仕事をしているかといへば、今受田委員のお述べになられましたように、それぞれみな専門の知識なりあるいはまた広範な企画等に参加してゐる。それだけ向き向きによつて、厚生行政の欠くべからざるそれぞれ大事な仕事を担当してゐる。しかも成果をあげてゐる、こういうふうには実は私聞いておりますので、少し今質疑のやりとりで誤解があるといひましようか、言葉が足らなかつたといふような氣もいたしますので、私の考へておりますことを率直に申し上げまして御了承を得たいと思ひます。しかし受田委員がどうもその名称があまり直説法過ぎて、参事官の上のいろいろなものがついている。ついでにその職務を現わすので、わかりやすいといへばわかりやすいが、しかし参事官のごときものにはいろいろなことをつけない方がいゝのではないかと、さういふことではございません。これは事務系統と技術系統とあるわけでございますから、その辺ぐらゐにして、もつといふ名称で上にかぶせるものがあれば考へてみたい、一つせつかつくの御注意でございますから、私もすなおに將來考へまして、そしてまた何かなおこれにまさるような案がございすれば、これは政令のことでございまして、これは相談いたしまして、またそれぞれの名称を付するということにならうかと思ひますが、今のところ受田委員からお尋ねのございましたお氣持をすなおに聞きまして、私の氣持を申し上げてお答

えにかえる、こりいう次第でございます。

○受田委員 大臣の氣持では何とか直さなければならぬというお氣持もあるようですので、これ以上その問題は遠慮しますが、今度できる官房長は現に政府がわれわれにお諮りになっておられる。またこれからも新たに諮られる。またこれからの行政機構改革において、ようとしてされる事務次官補としての役割を果す機関として内在的に考えておる、かように私

あなたが発言されたのではないかと考
えるのですが、官房長の任務
はそうしたところに将来方向を持つて
いくという意味でございますか。

○神田国務大臣　そこまではつきりした意味で実はお答え申し上げたわけではないのでございまして、庁内の大事なポストとしてしかも行政のバランスをとりたい。あるいはまたそのほか調査企画とか、いろいろ各局になりますと、どうしても行政の統一連絡というものが欠けることがおおむね出て参りますので、そういうことを一つ十分やらしたい。決して局の上に局を置くという気持ではないのでありますして、局間の調整と申しましようか、女房役と申しましようか、さらにまた厚生省と申しましようか、そういうスタッフを直接握つていゝる、非常な何というか、枢機にも参拜すれば国会の方の連絡もやるというよりなことで、これは非常に大事な意味で考へておるわけでございます。もとよりこれは人によつてきまるわけでありますから、将来の人事といたしましては老練達識の人を充てるか、あるいは新進気鋭の人を充てるかというよりなことは考へられると思ひますが、

とにかく局間の調整連絡、それから省と省との関係とか、いわゆる部外、省外の方の仕事もやっていただくという

ような、いろいろ大小の仕事をお願いする、こういうような性格じゃないからうかと思っております。そこで今の次官補にかえるかどうかというより、なことは、私先ほどそういう深い意味で申し上げたのではないのでありまして、さよう御了承を得たいと思っております。

○受田委員 大臣の下には政務的には大臣を補佐する機関として政務次官があり、事務的には省内の職員、統轄をはかる補佐官としての事務次官がある。さらに事務次官の下に事務次官補を置くという政府の機構改革の構想があるようにございますけれども、大体において、私は機構を複雑多岐にさせることは、国の行政事務の能率をばばむ点においてこれは考えなければならぬと思つておるのです。いわんや、ここに今まで大臣官房で済んでいた仕事を、官房長という事務次官補にも考へたいという潜在的な意識をお持ちの大臣のお言葉をもつてするならば、結果的にはやはり各局をまとめ、連絡調整とはいひましても、自然にそこにウェートが官房長に置かれるような形になられて、大臣の意思を体して各局長を素制することになると思ふのです。それは現実の問題として……。そこであなたは官房長に任命される人を、まだ法律も出ないし、今から言えないと仰せられたのでありますが、今後省内のそうした高級人事をお取扱ひになられるときに、鳩山内閣以来不文律として申し合されたのじゃないかと思ふ、政務次官と相談をして人事を決

定するということを現在もやっております。定することになつておるのでございますか。

○神田國務大臣　私はまだ厚生省では、今の現状で満足してみんなが努力されて成果をあげておると考えておりますので、人事のことは何も考えておりませんが、もし将来こうした機構の改革によつて定員の異動をしなければならぬというより重要なことがございますすれば、むしろこれは受田委員の

今言われましたように、女房役の兩次
官は、これは一番の相談相手だ、そり
いうふうに私は考えております。

○受田委員 いま一つ大臣にお尋ねしたいことがあるのです。これは今厚生省が、その省の行政を進めていく上において大事な諸問題について答申を求め、あるいは勧告を求める機関として審議会とか、協議会とか、あるいは審査会とか、いろいろな機関があるわけです。これは民間学識経験者、その他国会議員なども入つておるいろいろな機関があるわけですが、このような機関があるわけですが、こういう機関の見解というものを大臣はよくお聞きにならないと、健康保険問題のお取扱ひにおいても、また社会保険制定を進めていく問題においても、それぞれの審議会、あるいは協議会なるものの存在価値というものが、はなはだ薄くなるおそれがあるのです。これは非常に有能な人々を一応任命されておると思うので、そういう機関が公平に見た結論というものを常に尊重していくということに厚生行政の運用のうまみがあり、また国民を納得させる線が出ると思うのです。どうも最近における健康保険事業の取扱ひなどには、おいても、われわれはなはだそこに

るが、それぞれの機関の、そうした大衆の声を聞き、学識経験者の声を聞く機関を尊重するという原則を、これをどうぞ一つ守り続けてもらいたい。そうしなければ、あなたの長年にわたる福祉国家建設政策というものは、途中で挫折するおそれがあると思います。国民とともにある厚生行政ということころに、私はあなたの担当されるお仕事その妙味があると思うのです。御意見を伺いたいのです。

○神田国務大臣 今受田委員のお述べになりましたことは、これはもう私も全く同感でございます。今までも就任日浅いのでございますが、できるだけ尊重して参つたつもりでございます。将来も、これは厚生省には十二、三現にあるよりでございますが、また年金等もできますれば、またふえる可能性もあるわけでございますが、十分一つとらいつた審議会あるいは調査会等、多識練達な方々の御意見でございますかから、尊重いたしていくことは当然のことと考えております。

○受田委員 私は改正点の第二、第三点について、時間も参つたようであり、ますから、ごく簡単にその外郭的なお尋ねだけ申し上げておきます。

この国立ろうあ者のための機関とか、あるいは国立精神薄弱児のためのもの、機関とかいうものを設けていただくことは、ほんとうにりつぱな行政であつて、厚生省の本質に觸れたお仕事を實行していただくという点において共鳴いたしますが、從來ここにこういふものを作つてかけ声ばかりになつてゐるおそれがある。機関はあつたけれどもそこにある職員の待遇は冷いし、そこ

へ収容されている患者はごく少数であつて、しかも冷遇されているというやうなことで、實際はそこでお世話になる人々に満足を与えていない機関がたゞさんある。特に国立療養所のごとく、これは多くの疾病に悩む大衆を取り扱われる機関においてすら、職員が、待遇の問題その他いろいろなこととがあるのをごさいます。親切に患者を見ていない、放任しているやうな傾向が多分にある事例を、私は幾つも持つていたのでございます。こういうものを設けると同時に、そこにおられる職員に十分安心して仕事ができるやうな待遇を与へ、そしてそこにあるやうな程度の施設も充実にさせて、そこでお世話になる不幸な人々に対して希望と光話を与えるやうなやり方を同時に考えておかれないと、これは機関倒れになるのと私は思うのであります。これに対する根本的な御見解をお願いします。

○神田田務大臣　今の御心配の点は、私も全く同感でございます。この更生指導所は長い間待望されておりましたのが、ようやく目の目を見て新設される、こりいうことになったわけでございします。要はここに配置する人の問題で、適当な人がおるかどうかということとが一番大事なことと、それから今御要望がございましたみんなが安心して働けるということが一番大事でございますので、そりいうことはもう常々令頭に置いておるわけでございます。十分御期待に沿うように配置して参りかかいます。こり考えております。

なお結核療養所の問題も出たようでございますが、これについてはいろいろ問題もあるようでございますので、これは一つよく調査いたしまして、改

める点等も多々あるようでございますから、十分また配慮していきたい、このように考えております。

○受田委員 国立ろうあ者更生指導所、国立精神薄弱児施設というものは、文部省所管のろうあ学校とか、その他各学校との関係も出てくると私は思います。この精神薄弱児施設などにおきまして、これは小中高等における生徒、児童、またろうあ者における小中高の生徒、児童等の関係は、どういう取扱いをされようとしておられるのか、局長でけっこうですからお答え願いたい。

○高田(港)政府委員 国立の精神薄弱児施設に入ります児童は、精神薄弱の程度の非常に重いと申しますか、そういう者を入る予定でございます。これらは当然就学の猶予または免除された者が入るわけでございます。従いまして猶予または免除されない者は、当然普通の学校に入ってもらい、そういうことで学校教育との関係が混濁を来さないようにしたいと思っております。

それからもう一つのろうあ者の更生指導所につきましては、これはいわばおとなが入るわけであります。そういう計画でございますので、学校との関係は差しつかえが生ずることはないと思っております。

○受田委員 国立ろうあ者更生指導所の方は十八才から上ということでございますね。それでろうあ学校の高等部の修学が、十八でまだ完成していない者は、これは年令的に入れることができないわけですか。

○資本説明員 今の国立ろうあ者の更生指導所を対象にいたしておりますものは原則として十八才以上の者でございますので、御質問の場合の、現在文

部省の特殊学校あるいはそこに設けられまして高等部なり職業部におられる方々との競合はございません。そちらで高等部を卒業した場合になおかつ社会福祉施設の指導所に入所希望の者はそこで新しく対象にする、こういうことになっておるわけでございます。

○受田委員 そうした限界を一度設けておられるとすれば、その点は了解でございます。しかしらばその名称とか位置とか内部の組織等については省令で定めたいという御意見のようでございますが、そういう構想だけは用意しておられれば、そういう法律は出せないと思っております。そういう構想を一つ二つの機関についてお述べを願いたいと思っております。

○高田(港)政府委員 第一に国立精神薄弱児施設の場所の問題でございます。これは精神薄弱児の国立の施設としてはさしあたって唯一のものでございまして、全国の精神薄弱児施設のいわば中核的な役割を果すべきものでございまして、職員の指導であるとか講習であるとかそういう便利等も考えまして、東京都内と考えておりましたけれども、相当な坪数を要しますので、そういう適当な土地もございまして、東京に最も近いところに現在候補地を求めておるわけでございます。

それから内部の組織でございますが、これはもちろんその施設の長のもとに庶務的な仕事を預かります庶務課、それから各寮、これは寮舎の制度をとりまして、その寮に職員を配置いたしまして世話をし指導をするわけでございますが、それらの実体的な面を担当いたします指導課、それから医療的な面も考えなければなりませんので、その面も加味したもので、そういう大体の

組織を考えておるわけでございます。それから名称の問題でございますが、これはどういった施設の常としてそれぞれ明るい気持を現わした名称にした方がよいと思っております。場所等とも関連いたしまして、一つ十分研究をいたしまして適切な名前をつけたい、かように考えておる次第でございます。

○資本説明員 国立ろうあ者更生指導所の方は内部組織といたしましては、やはり管理事務をつかさどります庶務課、それから指導職能課、医療課、こういうものを一応予定いたしております。そこで指導職能課では言語機能なり音声機能の障害者に対しては発音訓練なり、読解術、そういうものの訓練、それから補聴器の装用訓練、そういうものをこの課で担当させるようにいたしております。それから心理的更生指導とか言語心理的更生指導もあわせてそこで行うことを予定いたしております。職業指導、職業訓練ということもそこで考えております。それから医療課の方は聴力検査なり内耳開塞術というような治療なり手術をいたすことを予定いたしております。

位置につきましては東京都内を予定いたしております。収容人員は百人、言語機能障害とか音声機能障害者のような者は収容いたさなくても外来でトレーニングが出来ますので、これは外来を予定いたしております。収容者は大体一年を収容期間としたしまして、その間にさつき申し上げましたようなサービスをを行うことに相なっております。

○受田委員 そこへ収容する生徒、児童は、あるいはおとなの場合でもですが、どういった選考基準でやろうと

なさっておられるのですか。

○高田(港)政府委員 国立の精神薄弱児の施設に収容いたします児童は、第一には精神薄弱児の程度の重い者、さらにこまかいことを申し上げますと、大体精神薄弱児というのを三つの段階に分けて考えておまして、程度の軽い方から申し上げますと、大体IQ五〇以上が単純級、IQ五〇から二五の者が痴愚級、二五以下が白痴級というような三段階に分けてやつておりますけれども、そのうちの第一は白痴級、それから盲またろうあと精神薄弱児のダブルの者を考えております。抽象的に申し上げますとそうでございますけれども、このうちにもいろいろ種類があることは当然考えなくちゃならぬのでございまして、これらのうちでも生活指導なり職業指導なりの指導効果のある程度期待できるものでないといかないと考えているわけでございます。そういう点に基づいて選択をいたす考えであります。

○受田委員 その選択は国が直接なさいますか、都道府県に適當に推薦をさせる方針をとられるのですか、お答えを願います。

○高田(港)政府委員 お答えいたします。これらの選択につきましては各府県に児童相談所という機関を置いて、児童行政の技術的な面を主として担当させ、ここでその児童の知能の程度でございまして、性格とかいったものについてのある程度の判定を下しまして、どこそここの施設に入れるというような仕事をやっているわけでございまして、その児童相談所が一つの中心の機関になりまして、そこで今申し上げましたような考え方に沿った選考をして

もらう、具体的には県の方とこの施設とよく打ち合せをして、入れる入れないを決定する仕組みにしたいと考えております。

○受田委員 相当念を入れて選抜するという方法をとっておられるようでございまして、その点もこれ以上はお尋ねいたしません。私はこうした不幸な人々の収容されているところ、国立の教養院などもそうですが、こういうところはよほどよくめんどろを見てあげないと、何か暗い影がしのぶものです。そこにおられる職員も待遇をよくしてあげて、そしてある程度の娯楽施設も特別に便宜をはかってあげる等の予算措置も十分考えてあげて、そして社会の一番不幸な運命にある、われわれの考えることのできないような暗い影を持っている人々に対して、われわれは苦しみを感じてもいいのだから、この人々には優先的に喜びを分けてあげようというように思い切った制度を一つ実行してもらわねと、その場のしのぎの、一応の厚生行政の愛の片鱗を現わしたような形に見えて、実際は依然としてここに陰うつな影のしのびよる機関としてこれが生まれるおそれがあると思っております。この際われわれお互に不便を忍んでもこの人々を幸福にしてあげるのだといううらやましい愛情を持ってこうした機関を育てる勇気があるかないか、大臣及び担当局長より明確なる答弁をいただいて、これができ上った後に見に行つて、お約束が違えば違ふでまた皆さんを責め立てることにいたします。

○神田国務大臣 今の受田委員の御要望は政府の所信はどうかという強い御熱望、これはもう私、全く同感でござい

ございます。長い間予算化ができなくて、ようやく今度こういふ機会に恵まれたわけでありまして、この設立に当りましては今お述べになりましたようなこと、すべてが大事な要件でございます。まして、厚生省といたしましては魂を入れた、また愛情のこもった、ほんとうに不幸な方々を明るくしてそこから国の明るさが光を増してくるような愛情のある、しかもあたたかさとともに勇氣と申しましようか、けなげと申しましようか、陰のないほんとうに明るさを持った施設にいたしたい。そのためにはこれを担当する所長あるいは職員一体となりまして、また省をあげてこの仕事の完成することを指針といたしまして、収容された不幸な児童の更生施策として長く世の中におかえできるりっぱなものにいたしたい、かような念願でございます。これはもう一人の気持ちだけではいけないのでございまして、厚生省といたしましてあげてこの気持ちに燃えていることをつけ加えましてお答えにいたす次第でございます。

○高田(港)政府委員 賛言を要する必要はないと思ひます、まことにお話の点は同感でございます。ただいま大臣からお述べになりました趣旨を体しまして、私たち、これらの仕事の当事者として全力を尽くしたいと考えておる次第でございます。

なお事務的な点にわたりますが、国立の教護院につきましては、三十一年度から児童指導職員につきまして調整号俸をつけているわけでございます。国立の精神薄弱児の施設につきましては、こし初めての予算でございます。したので、そこまで参っておりません。これも教護院に準じましてそ

う処置をとりたいと考えております。○受田委員 大臣も他の政府委員の方もよく御承知であらうと思ひますが、今から七年前昭和二十五年だったと思ひますが、児童憲章制定委員会によつて、子供を守るための憲章が生まれました。この憲章は、当時国のすべての人々によつて高らかにその成立を歓迎された、いわゆる子供のための憲法です。この憲法の実践という点において、厚生省はいかような努力をされておるか、御答弁を願ひたいのであります。

○高田(港)政府委員 児童憲章は、これは厚生省関係だけでなしに、児童に關する各省の担当の者が関係してゐるわけでありまして、厚生省として担当いたしました児童の行政につきましましては、もちろんこの児童憲章の掲げるところの理想ないし趣旨に沿つて、一歩でも二歩でもこれに近づきますように努力をいたしておるのでございす。もちろんこの児童行政という仕事は、いわば戦後に始まつたと言つてもさしつかえないような状況でございます。すし、ほかの行政に比べますとなお足らない点が多々あることは、これは私も率直に認めてゐるところでございます。が、そういったほかの行政に對するおくれといふものを一日も早く取り返しますように、そしてすべての児童に福祉がそそぎますように、私たちは微力ながら努力をいたしておるのでございす。なお、これを予算的に申し上げますと、あるいは施設的に申し上げますと、この児童行政が発足した當時に比べますと相当増加をしてゐることは、受田委員も御承知の通りでございます。たとへば一番問題にな

ります保育所等について見ますと、昭和二十三年の三月には千四百七十六カ所でありましたのが、現在約八千六百カ所、それから精神薄弱児の施設は、昭和二十三年の三月、十六カ所でありましたのが、先ほど申し上げましたように八十五カ所、こういふふうに、それぞれ、その数字だけから見ますと非常に進歩をしたようにも思ふのでありますけれども、対象児童そのものから見ますと、まだまだ今後これを推し進めていかなければならないと思つておるのでございす。そういう意味で、三十二年度の予算編成につきましまして、大臣を初め皆様方非常にお骨折りをいただきました、予算の金額としては、三十一年度約六十九億でありましたのに、約八億ふえました。そういうような状況になつておるのでございす。その辺の足りない点は、今後十分一つ努力をいたす所存でございますので、今後とも一つ御支援をいただきましたと思ひます。

○受田委員 大臣の御見解を……。○神田国務大臣 先ほど受田委員のお尋ねもございまして、今政府委員から述べましたように、厚生省といたしましては、児童憲章を十分尊重いたしまして、その精神を生かして参りたい、実効を上げていきたいという所存でございますが、何しろ、今政府委員が述べましたように、対象人員が膨大なのと、財政上の点等ございまして、まだその児童憲章の方向に非常に遠いことを遺憾に思つております。しかし、できるだけ早い機会に児童憲章とその成果が一致するような方向に向つて、最善の努力を続けて参りたい、かように念願いたしておる次第でございます。

○受田委員 終りに臨みまして一言質問を――それは大臣だけで結構です。そのあとは、今外都との折衝も廊下でやつておるようでございすので、その折衝の結果次第で、またあさつてにでもやることにいたします。大臣、あなたは大臣になつてすでに三月月になんたんとする日月をけみせられたわけでありまして。あなたは大臣として、老病あるいは幼少の不幸な人々を収容してゐる社会施設を、直接視察、激励においてになられたことがございましようか。御多忙でございましようか。

○神田国務大臣 実は私は大臣になる前から関心を持つておりまして、そういう施設を見た方だと思つております。大臣になりましたのが十二月の二十三日の夜中であつたことは御承知の通りであります。さつそく暮れの二十八日、年末でございすものですから、都内の施設を回りまして、こういった不幸な方々と申しましようか、大事な児童と、また養老院におられる方々を慰問、激励いたしまして、私どもの声が及ぶ施設におられる全国の方々に響くようにという気持ちで回りをしていたしました。春になりましたから、教力所を見ておりました。なお機会あるごとに施設は視察をいたしまして、そして激励すると同時に、その施設の充実をはかり、その成果を上げたい、こういう念願で、いささか努力いたしておるつもりでございます。

○受田委員 あなたの気持ちと行動はあつたはひまがあることに一つ、都内に限らず、地方を旅行されたときにも、厚生大臣として、養老院あるいは育兒園、

保育所その他、療養所等の施設で病気の療養をしておられる不幸な方々に至るまで、あたたかい心を配つてあげるといふそのお気持ちを、今後一そう強化していただきたいのです。私は今まで厚生省の所管事務で地方の視察もしたこともありますが、そういう際に不幸な人々の姿を拝見するときに、普通の旅館にとまる気持ちがなくなり、知事の手を拝借する気持ちもなくなり、せめてわれわれの行動する費用の半分でもさいて、不幸な人々のために――晩のちよつとした会食の席にももう絶対に出席しないという主義で私はやつてきました。それだけの重大な厚生行政を担当しておられる厚生大臣として、とにかくみずから犯した罪でなくして、やむなく不幸な運命になつた人々の片棒をかつくという意味で、今大資本家との間に汚れた金のやりとりがされて、政界が腐敗、墮落しくさつておるといふ非難を受けているときに、国費をそつたきれいな方向に使つていただいて、大臣みずから陣頭に立たれて、政界の浄化、肅正をはかられて、あなたが御在任中に、厚生行政は実に画期的な躍進をしたといわれよう、りっぱな範を示していただきたい。及ばずながらわれわれは、あなたが悲壯な決意をもつてこの職務を遂行されるとするならば、与野党を越えて、国をあげてこの懸案解決のために協力するのによぶさかでないといふことを申し上げておいて、私の質問を終ります。

○相川委員長 それでは一応休憩いたします。午後零時三十六分休憩。〔休憩後は開会に至らなかつた〕